

古典の校訂方法に関する一考察

— 神道大系『肥前国風土記』を事例として —

* 荊木 治恵 (林崎 治恵)

Some Problems of The Methods for Revising the Classics—with special reference to Hizen-no-Kuni Fudoki in the Series of Encyclopedia of Shinto—

Harue Ibaraki (Harue Hayashisaki)

古典の校訂には、底本に採択された古写本と底本以外で重要な何本かの写本（比較本）が用いられる。採択される底本は校訂者によって異なることが多いが、各校訂者が校訂に使う古写本は底本と比較本を合わせると、その大部分は重なる。こういった古典校訂の現状を打開しようと、新しい方法で作られた校訂本のひとつが神道大系『肥前国風土記』である。即ち、刊行されている諸本の中から最善の校訂本を選択したうえで、それを底本として校訂本をつくるというものである。本稿では、当本の校異のつけ方をいくつか掲げ、注意されてよい問題点を二点挙げる。(1) 最善の校訂本である底本の校訂結果を受けた本文が、底本（最善の校訂本）が底本とした古写本から改訂されている場合は、その所拠も引用して校異として挙げられてよいのではないかと、(2) 最善の校訂本が特殊な扱いをしている比較本を再度比較本とする場合は、その本に対する考えが述べられるか、全ての異同をあげるかのどちらかがなされるのがよいのではないかとということである。

Key words: 校訂、校異、底本、比較本、所拠、神道大系『肥前国風土記』

一 はじめに

現在『肥前国風土記』の最も古い写本は猪熊本である。猪熊本は、故猪熊信男氏旧蔵の古写本で、井上通泰氏によって世に紹介された。奥書には「校合了」とのみ記され、書写年等不明であるが、昭和三十年に平安時代のものとして国宝に指定される(注1)。書風から、平安時代後期とも(注2)、南北朝時代以前或いは鎌倉時代とも(注3)、鎌倉時代後期とも(注4)言われる。いずれにしても現存唯一の古写本である。

また、南葵文庫本（以下、南葵本と略称する。）は、東京大学附属図書館南葵文庫所蔵で、

元禄十三年歳次庚辰冬十二月初五日

曼殊院所蔵之本書於高野村蓮華寺

法印實観

の奥書があり、現伝本のなかで最古の年代（二七〇〇）を伝える。奥書に記される曼殊院本は現存するかどうかは未詳であるが、井上通泰氏(注5)と秋本吉郎氏(注6)によれば、曼殊院本は猪熊本と同一本であろうと言われる。

* 四條畷学園短期大学 ライフデザイン総合学科

『肥前国風土記』を校訂する場合、写本ではこの二本が重要で、必ず底本か校合本に使われる。現在までに刊行された校訂本は何本もあり、それぞれ別の校訂者によって本文の復元が行われている。校訂本が何種類もあるのはよりよい本文確定を目指すからであろうが、校訂結果、即ち本文がどのようにもたらされたのかを正しく知るとは、頭で考えるほどに容易なことではない。

実際、諸本を確認するだけでも思いのほか労力を要する。そのことを考えれば、丁寧に正確に諸本との校合を行い、一貫した態度で校訂するには、どれほどの時間と努力と、そして高い見識が必要であろうか。このような校訂作業の労苦に思いを致せば、研究成果の積み上げと学界の発展のために、校訂本の特色をわかりやすく示すことの重要性が説かれる(注7)のも肯首できる。

そこで、筆者は『肥前国風土記』の校訂本の特色を明らかにしようと思ひ、校訂本と諸本との点検を始めた。しかし、進めるなかで、校訂の方法や校異のつけ方に戸惑うことがしばしばあった。本稿はその内容のひとつである。筆者が感じた戸惑いは、現在行われている校訂が、校訂者独自の方法でなされているという実情に起因するものである(注8)が、こういつた現象は、一方で、校訂にはそれ程さまざまな問題が含まれるということの証左でもあろう(注9)。

二 校訂本の凡例等について

まず、本稿で取り上げる神道大系『肥前国風土記』と、当本が底本とする平田俊春氏が校訂した『校本肥前国風土記』(注10)について、凡例等から校異に関わる部分を抽出し、以下に掲げる。

・『校本肥前国風土記』(平田俊春氏校注)

「一 この校本は猪熊本を底本とし、南葵文庫本を副本として作製した。(中略)この兩本の異同は『トアリ』として、出来るだけ詳しく揚げた。」

「二 他の諸本は南葵文庫本を源流とし、これを考訂して次第に出来たものであり、傳本というより、考異と云ふべきものであるが、前記兩本は誤脱が多いので、参考すべき點も尠くない。その際は出来る限り、源流

に近い系統の本に従つて校訂し、また参考とすべきものは『……二作ル』として掲げた。」

「三 今日行はれてゐる本は、すべて板本を基にしてゐるが、これは諸本の考訂を混合して出来た不純なもので、この本のもつ特殊な點を参考として掲げた外は、原則として用ひないこととした。」

その他、「頭註にあげた諸本」として、底本・副本以外に、井上本・京大 国史研究室本・無窮会本・京大図書館本・図書寮本等の写本や板本、肥前風土記纂註等の注釈書にわたる十三本が挙げられている。

・神道大系『肥前国風土記』(田中卓氏校注)

「一、底本には『校本肥前国風土記』とその研究』所収の平田俊春氏の校訂本を用いた。(下略)」

「二、比較本としては猪熊氏本(猪本)・南葵文庫本(南本)・荒木田久老校本(板本)を用いた。」

「三、秋本吉郎氏は、諸本の系統図において平田氏と説を異にし、(中略)『日本古典文学大系』所収の同氏の校訂本(秋本氏本)は常に参照させていた。だき、異同を明らかにすることに努めた。」

「五、底本及び諸本の異体もしくは通用の文字は、特別の場合を除き、神道大系の通則に従ひ、正漢字とした。」

三 校異について

神道大系『肥前国風土記』(以下、神道大系本と略称する。)を通して、校訂における校異のつけ方を取り上げる。各種ある『肥前国風土記』の校訂本のなかで神道大系本を取り上げたのは、神道大系本の校訂者である田中氏が、古典校訂に関する問題点を指摘し、さらに後に記すように新しい提案を示している(注11)からである。

校異のつけ方については、田中氏が実例を示しながら詳しく説明され、留意点として以下の二点に触れる。

1 底本を改める場合、その典拠を明示する。その場合、「諸本による」や「諸

本に従ふ」や「諸本のままに従ふ」ではなく、所拠の本を挙げる。

2 字体の変化や誤写の可能性を示すような場合は、底本通りの文字を示す。(氏は「小さいことなのですが、校訂としてはそういうことが大事になってくる」と述べる。)(注14)

1の底本改訂の所拠は最重要事項である。2は、失われた原本の伝写本は、あくまでも誤写や脱漏等のある写本であることを常に踏まえたうえで原本の復元をするこの重要性を示唆している。

さらに同氏は、古典を校訂する際の底本の選定について次のように提唱し(注13)、実行している。

(1) 従来、既に刊行されている校訂本の中で、私自身が最も優れていると判断する先学(A者)の「校訂本そのもの」を底本(A底本と仮称する。)とする。それによって、先学の業績を顕彰することが出来るし、また学問研究の積み上げが可能となるからである。尚、この方法は、前掲の井上博士が久老校本を底本にされたのと同じの考え方に立っている。

(2) 但し、その場合、A校訂本の校訂者(A者)が用いられた元の底本(現状では多くの場合、古写本か板本である。)はもとより、比校本に使われた中でも重要な写本(又はその写真)を、私自身も座右におき、改めて対校し直すこととする。それによって、A校訂本の優れた点は改めて確認支持されるであろう。また若しもA者が校異上で過誤を冒されている箇所があれば判明するし、場合によっては、考訂上の異った見解も生じてくる。この「異見」こそ、実は重要なのであって、それが読者に有益な選択肢を提供して、校訂上の進歩を促すであろう。

(3) 尤も、これまで知られなかった有力な古写本が発見された場合は、それを学界に紹介する必要があるから、新しい底本として採用するのは当然のことである。

(4) 但し、私が最善と考える校訂本(A本)の著者が、私の意図を理解せられず、この校訂方法を承諾して貰えない場合は、やむを得ないので次善の

底本を用意することとし、A本は、底本としてではなく、一種の比校本として利用させていただくこととする。

底本を最善の校訂本とする場合、選ばれた最善の校訂本(仮にAとする。)が底本とする本―多くは古写本―の文字を改め、さらに、そのA校訂本を底本とした次の校訂本(仮にBとする。)が、その改訂を支持することはしばしばある。つまり、(古)写本の文字をA校訂本が改め、A校訂本の見解をB校訂本が支持して受け継ぐ場合である。この場合、底本を改定するわけではないので、先にあげた校異のつけかたの留意点「1」には当てはまらない。しかし、伝本のなかで最も信頼できる(古)写本の文字からは改訂されているのであり、その理由を理解しておくことは古典の正しい認識と解釈のためには必要であろう。この見地にたつ時、最善の校訂本を底本に選定する場合、校異としてその点も示されることは有用であると考ええる。

神道大系本の校異をみると、そのような箇所については、記載のあるところもあればないところもある。以下に『肥前国風土記』の冒頭部分から当該箇所を校異注番号とともにそのまま掲げ、神道大系本が底本とする平田俊春氏校訂本(以下、平田本と略称する。)の改訂の所拠をその後に示し、必要に応じて補足を加える。なお、神道大系本文をはじめに記す。(割注は△▽でくくり、返り点は略す。)

〔神道大系本文〕

肥前國

郡壹拾壹所。△郷七十、里一百八十七。▽驛壹捌壹所。△小路▽烽貳拾所。下國。城壹所。寺貳所。僧寺。

肥前國者、本與肥後國合爲一國。昔者、磯城瑞籬宮御宇御間城天皇之世、肥後國益城郡朝來名峯、有土蜘蛛打猴・頸猴二人。帥徒衆一百八十餘人、拒捍皇命、不肯降服。朝廷勅、遣肥君等祖、健緒組伐之。於茲、健緒組奉勅、悉誅滅之。兼巡國裏、觀察消息。到於八代郡白髮山、日晚止宿。其夜、虛空有火。自然而燎、稍△降下、就此山燎之。時、健緒組、見而驚恠、參上朝庭、奏言、臣、辱被聖命、遠誅西戎。不霑刀刃、梟鏡自滅。自非威靈、何得然之。更舉燎火

之狀奏聞。天皇勅曰、所奏之事、未曾所聞。火下之國、可謂火國、即舉健緒組之勳、賜姓名曰火君健緒純。便遣治此國、因火曰火國。後分兩國、而爲前後。

又纏向日代宮御宇大足彥天皇、誅球磨・贈啖而、巡狩筑紫國之時、從葦北火流浦、發船幸於火國。度海之間、日沒、夜冥不知所著。忽有火光、遙視行前。天皇勅棹人曰、直指火處。應勅而往、果得著崖。天皇下詔曰、火燎之處、此號何界。所燎之火、亦爲何火。土人奏言、此是、火國八代郡火邑也。但不知火主。于時、天皇詔群臣曰、今此燎火、非是人火。所以號火國、知其爾由。

〔神道大系本校異〕

11 而―猪本・南本二缺ク。底本「肥後國風土記逸文ニヨリ補フ」トス。

12 一―猪本・南本「之」ニ誤ル。

14 威―猪本・南本「滅」ニ誤ル。

16 純―猪本・南本「絶」ニ作ル。

22 北―猪本・南本「比」ニ誤ル。

24 火―以下「土人」マデ十八字（猪本一行分）、猪本・南本脱ス。底本「肥後風

土記逸文ニヨリ補フ」トス。

26 呂―猪本「色」ニ作り、南本缺ク。

11と24は平田本の所拠がそのまま記される。

12は、平田本に「原『之』」トアリ 京本ニヨリ改ム」とある。

14は、平田本に「威、原『滅』」トアリ 南本頭註及研本ニヨリ改ム」とある。なお、

ここの「滅」字は、南葵本は「威」とあり、平田本の記載が正しい。また、これ以前の「滅」字は二字あるが、南葵本はどちらも「威」とある。

16は、平田本に「原『鈍』」トアリ 京本ニヨリ改ム」とある。なお、ここは、猪熊本・南葵本ともに「絶」とあり、神道大系本が正しい。

22は、平田本に「原『比』」トアリ 京本ニヨリ改ム」とある。

26は、平田本に「原『色』」トアリ 肥後風土記逸文ニヨリ改ム、南本ナシ」とある。以下、もう少し挙げる。

〔神道大系本本文〕

基肆郡 郷陸所。ハ里一十七。▽驛壹所。小路。城壹所。

昔者、纏向日代宮御宇 天皇、巡狩之時、御筑紫國御井郡高羅之行宮、遊覽國內。霧覆基肆之山。天皇勅曰、彼國、可謂霧之國。後人改號基肆國。今以爲郡名。長岡神社ハ在郡東▽

同天皇、自高羅之行宮還幸而、在酒殿泉之邊。於茲、薦膳之時、御具甲鏡、光明異常。仍令占問卜部殖坂。奏云、此地有神甚願御鏡。天皇宣、實有然者、奉納神社、可爲永世之財。因號永世社。後人改曰長岡社。其鏡貫緒、悉爛絕。但冑并甲板、今猶在也。

酒殿泉ハ在郡東▽

此泉之、季秋九月、始變白色、味酸氣臭、不能喫飲。孟春正月、反而清冷、人始飲喫。因曰酒井泉。後人曰酒殿泉。

姬社郷

此郷之中有川、名曰山道川。其源出郡北山、南流而會御井大川。昔者、此川之西有荒神。行路之人、多被殺害。半凌半殺。于時、卜求祟由。兆云、令筑前國宗像郡人、珂是古、祭吾社。若合願者、不起荒心。覓珂是古、令祭神社。珂是古、即捧幡祈禱云、誠有欲吾祀者、此幡順風飛往、墮願吾之神邊。便即舉幡、順風放遣。于時、其幡飛往、墮於御原郡姬社之社。更還飛來、落此山道川邊之田村。珂是古、自知神之在處。其夜夢見、臥機（謂久都毗枳）絡縲、（謂多、利）儂遊出來、壓驚珂是古。於是、亦識女神。即立社祭之。自爾已來、行路之人、不被殺害。因曰姬社。今以爲郷名。

〔神道大系本校異〕

1 肆―猪本・南本「肆」ニ作ル。

12 日―猪本「田」ニ作り、右傍ニ「日」ト注ス。南本「日」ニ作ル。

14 會―猪本「禽」ニ作り、右傍ニ「會」ト注ス。南本「會」ニ作ル。

17 崇―猪本・南本「崇」ニ誤ル。

18 兆―猪本・南本「非」ニ誤ル。

21 欲―猪本・南本「敬」二作ル。
26 處―猪本・南本「家」に誤ル。

1は、平田本に「原『肆』トアリ 榊本按ニヨリ改ム、下同ジ」とある。ここは、猪熊本・南葵本ともに「肆」である。

12は、平田本に「原『田』トアリ 傍注及ヒ南本ニヨリ改ム」とある。

14は、平田本に「原『禽』トアリ、傍註及南本ニヨリ改ム」とある。

17は、平田本に「原『崇』トアリ 宋本ニヨリ改ム」とある。この字、南葵本は「崇」だが、運筆により一見「崇」に見える。

18は、平田本に「原『非』トアリ 榊本按ニヨリ改ム」とある。

21は、平田本に「原『敬』トアリ 板本ニヨリ改ム」とある。

26は、平田本に「原『家』トアリ 研本ニヨリ改ム」とある。

何れも、神道大系本は底本とする平田本の文字を改訂していないが、平田本が底本とする猪熊本からは、文字が改訂されている。神道大系本の対校本は、猪熊本・南葵本・板本であり、平田本が改訂の所拠に掲げる京本や研本や榊本や宋本など（二）主な校訂本」を参照。）は校合に使っていないため、校異に示すことはできない。しかし、総記の11や24のように平田本の改訂の所拠として「底本『〇〇〇』トス」と記してもよいのではないだろうか。

この点は別の観点からみても同様に考えられる。神道大系本は、前掲の校異箇所をみてもわかるように「くニ誤ル」と「くニ作ル」の書き分けをしている。字体の近似からの誤写と判断したものは「誤ル」とし、それ以外は「作ル」とする。平田本の校異のつけ方とは異なり、誤写とわかるものとそうでないものを区別したことになる。そうであるならば、誤写と判断しなかったものである「作ル」の箇所だけでも、神道大系本が支持した平田本の改訂理由を「底本『〇〇〇』トス」として明示する必要はあるのではないだろうか。

校異のつけ方に関していえば、校合本との校異をどの程度示すのかも問題となろう。神道大系本の校合本は、先に挙げたように猪熊本と南葵本と板本である。しかし、板

本との校異が示されないことが少なくない。前掲した箇所での板本の文字を示すと次のとおりである。

〔総記〕

1―板本にない。

12―板本は「く」。

14―板本は「威」。

16―板本は「純」。

22―板本は「北」。

24―「火」以下「土人」まで、板本は「何謂邑也國人」。

26―板本にない。

〔基肆郡〕

1―板本は「肆」。

12―板本は「曰」。

14―板本は「會」。

17―板本は「崇」。

18―板本は「兆」。

21―板本は「欲」。

26―板本は「家」。

これらのうち、総記の1・24・26と基肆郡の26は校訂本文と板本とが異なっているが校異は示されない。また、ここに挙げる校異箇所以外においても板本との異同がある場合があるが、記されないことが多い。

これは、恐らく底本とした平田本の板本に対する考え、即ち、板本の本文は不純なため、特殊な点以外は原則として用いない（二）主な校訂本」に挙げた平田本の「三」の記述を参照された。）としたのを受け継いでいるからであろう。最善と考える校訂本を底本として、検証を兼ねて諸本と校合し、さらに新しい考訂を加えるという方法から考えると当然のことと言えよう。しかし、平田本が板本をどのように位置付け

ていたのかは、神道大系本を見るだけではわからず、もとの平田本を見なければならぬ。神道大系本をみる限りにおいても、比校本としてあげられている板本の扱いがわかるように示されなければ、読者によっては校異も当然示されていると誤解してしまう可能性がある。神道大系本の板本に対する考えが記されるか、或いは、板本の校異を記すかのどちらかが示されるのがよいのではなからうか。

四 おわりに

『肥前国風土記』のなかで神道大系本を事例として、校異のつけ方についての問題を挙げた。校訂本の特色をみようと思ひ調査し始めた当初は、この点検がそれほど難しいことは考えていなかった。そして、進めるうちに、特色を知るためには各校訂本の方針を正しく理解することが重要であることを改めて知った。しかし、多くの校訂本が凡例で記していることは必要最小限のことに留まり、その先はやはり校訂者による独自の方法―判断と言つてもよい―によつていのである。新編日本古典文学全集『風土記』の校注者である植垣節也氏はその凡例で次のように記す。

底本はできるだけ尊重したが、対校本および先学の説・私見などにより、文字を改めた場合がある。その校訂は最も時間を要した検討の結果に基づくが、紙幅の関係で詳しい校訂経路を掲げられなかった。ご海容たまわりたい。(…は筆者)

必要最小限の表記に留まらざるを得ないのは、出版物としての方針が絡むこともひとつの要因であろう。^{注14}「最も時間を要した」校訂経路が記されないのは残念な限りである。

校訂は古典の基礎的研究としての重要な役割を担う。学界の発展を目指して、古典校訂の方法論を確立するためには、底本の選定のみならず、原本のより正しい復原と解釈のために、本稿で指摘したような校異の示し方に対して、共通の認識を深めていくことも必要とならう。

(注)

- 1 文化庁国指定文化財等データベース
(http://kumishitei.bunka.go.jp/bsys/index_pc.asp 二〇一五年二月一三日閲覧)
- 2 田中卓校注『神道大系 古典編 風土記』解題(一九九四年三月) 二二頁
- 3 井上通泰『肥前風土記新考』(巧人社、一九三五年一月、一二頁。のちに『井上通泰上代関係著作集12』(秀英書房、一九八六年一月)所収。引用は後者による。)
- 4 沖森卓也・佐藤信・矢嶋泉編著『豊後国風土記 肥前国風土記』凡例(二〇〇八年一月) 本書では「鎌倉時代後期書写とされる」とあるが、そのように明記されたものを管見で知ることができなかったため、本書をあげることにした。
なお、日本古典文学大系『風土記』の解説に、豊後国・肥前国風土記が常陸国風土記とともに省略本であることを記した箇所「…豊後は永仁五年浄阿書写の奥書を最古のものとし、肥前はおよそその頃の書写と鑑定せられる猪熊信男氏所蔵本を最古のものとしていいるから、常陸と同様に鎌倉後期に省略せられたもの如く推考せられる」とある。本書は、或いはこれによる記述かもしれない。
- 5 前掲注3に同じ。十三頁。
- 6 秋本吉郎『風土記の研究』(ミネルヴァ書房、一九六三年一〇月(一九九八年一〇月復刻)、五〇一頁)
- 7 田中卓「古典校訂に関する再検討と新提案」(『神道古典研究所紀要』三一、一九九七年三月。のちに『考古学・上代史料の再検討 続・田中卓著作集3』(国書刊行会、二〇一二年六月)所収。)これには、氏が古典校訂の経験を通して感じている問題点が率直に述べられる。また、前掲注2の凡例「底本の選定」(二七―三〇頁)にも記される。
- 8 前掲注7に同じ。同氏はまた、続著作集の自序で、『神道大系』編纂会での校訂に関する出来事を記している。氏があえてここでそれを記すのは、目指した研究と氏の一貫した研究態度がまさしく「今後の日本古典学の健全な発展」を求め

るからであり、「将来は国家的事業として、日本古典研究に関連する学界を結集して、権威ある日本古典の校訂大系本が刊行され、その単語・熟語の総合索引が完成されることを念願する」と括弧。本稿は『肥前国風土記』の同氏の校訂本を事例としているが、「校訂学」を提唱するに至る氏の学問に敬服することに変わりがないことを付しておく。

9 校訂者による独自の方法に含まれる内容は多岐にわたる。そのひとつに乾善彦氏は、「文字の異同あるいは通用―万葉集の校訂をめぐる―」（『萬葉』一四〇号、一九九一年一〇月、五二―六六頁）において、文字認識のあり方から本文校訂のあり方を考える必要性について説いている。

10 『校本肥前国風土記とその研究』（佐賀県史編纂委員会・佐賀県郷土研究会共編兼発行、一九五一年二月）所収

11 前掲注7に同じ。

12 前掲注7に同じ。一八一頁

13 前掲注7に同じ。

14 古典を研究していくうえで大きな問題が、現今のテキストの販売元の書肆の規範によって切り捨てられていることに対する危惧への言及が、廣岡義隆「古典のテキストについて―文学研究におけるテキスト論―」（『三重大学 日本語学文学』第十七号）に述べられる。

― 2015・2・28 受稿、2015・2・28 受理 ―